

高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耕種農業（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類に掲げる小分類011－耕種農業をいう。）を営む者（以下「農業者」という。）であつて、肥料をはじめとする農業資材の価格高騰の影響を受ける農業者を対象とした、販売農家物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他支援金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(交付の要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する農業者に対し、支援金を交付するものとする。

- (1) 申請日時点で法人にあっては本店又は主たる事務所、個人にあっては住所を市の区域内に有すること。
- (2) 個人にあっては令和6年1月1日から同年12月31日までの期間、法人の場合は申請日時点において直近の事業年度における農業所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第35号に規定する農業所得をいう。）に係る販売金額（以下「販売金額」という。）が、1万円以上である者と認められること。
- (3) 繼続して農業を営むための取組又はその意思を有すると認められること。
- (4) 次のイからハまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 宗教上の組織又は団体
 - ロ 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する「暴力団」、同条第2号に規定する「暴力団員」及び同条第3号に規定する「暴力団密接関係者」
 - ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 販売金額が1万円以上10万円未満である場合 8千円
- (2) 販売金額が10万円以上50万円未満である場合 1万5千円
- (3) 販売金額が50万円以上100万円未満である場合 3万円
- (4) 販売金額が100万円以上300万円未満である場合 4万5千円
- (5) 販売金額が300万円以上500万円未満である場合 9万円
- (6) 販売金額が500万円以上1000万円未満である場合 15万円
- (7) 販売金額が1000万円以上である場合 45万円

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする農業者は、市長に対し、令和8年1月20日から令和8年3月2日までに、次に掲げる書類を提出することにより申請しなければならない。

- (1) 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請者の不利益とならない範囲で支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。
- 3 市長は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした農業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に農業者が補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。
- 4 市長は、支援金の交付を決定したときは、予算の範囲内で、交付の申請をした農業者に支援金を支払うものとする。
- 5 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請があった日から60日以内に、当該申請に係る支援金の交付の決定又は支援金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第6条 市長は、支援金の交付の決定をしたときは、交付の申請をした農業者に支援金の入金を行うことをもって通知するものとする。

- 2 市長は、支援金の交付の申請が第2条各号に定める要件に該当しないと認め、支援金の不交付を決定したときは、高槻市販売農家物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支援金額の確定)

第7条 この支援金は、第4条に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第5条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(支援金の交付)

第8条 市長は、支援金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 支援金の交付の申請を行った農業者が、支援金の交付の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請兼請求取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付未済の支援金)

第10条 市長は、第2条に定める要件を満たす農業者（個人に限る。）が支援金の交付の申請をした後に死亡した場合において、その者が交付を受けることのできる支援金でその交付を受けなかったものがあるときは、その支援金を、その農業者の相続人（相続人が2人以上あるときは、これらの相続人がそのうちから指定する代表者。以下「相続人」という。）に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、相続人が第2条第4号ロ及びハのいずれかに該当するときは、支援金を交付しない。
- 3 第1項の規定により支援金の交付を受けようとする者は、第4条に定める期間に高槻市販売農家物価高騰対策支援金申請者変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。
- 4 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定により相続人に支援金を交付する場合について準用する。この場合において、第5条第3項中「当該申請をした農業者」とあるのは「相続人」と、同項中「に農業者」とあるのは「に相続人」と、第6条中「交付の申請をした農業者」とあるのは「前条第3項の規定により届け出た相続人」と読み替えるものとする。

(届出義務)

第11条 第5条第1項及び第2項の規定による支援金の交付の決定の通知を受けた者が、第2条各号に定める要件を満たさないことが明らかとなったときは、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要件欠如届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、支援金の交付の決定を受けた農業者（相続人が支援金の交付の決定を受けた場合にあっては、死亡した農業者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- (2) 交付の決定をした日において、第2条第4号イに該当していたことが判明したとき。
- (3) 第2条第4号ロ及びハのいずれかに該当することとなったとき（支援金を交付した後に該当することとなった場合を除く。）又は第4条の規定による申請をした当時に第2条

第4号口及びハのいずれかに該当していたことが判明したとき。

(4) 第4条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 市長は、相続人が支援金の交付の決定を受けた場合において、当該相続人が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第4号口及びハのいずれかに該当することになったとき(支援金を交付した後に該当することとなった場合を除く。)又は第10条第3項の規定による申出をした当時に第2条第4号口及びハのいずれかに該当していたことが判明したとき。

(2) 第10条第3項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

3 市長は、農業者又は相続人(以下「農業者等」という。)の責めに帰すべき事由により、市長が定める期日までに支援金の交付ができなかったときは、支援金の交付の決定を取り消すことがある。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第13条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 支援金の返還に係る費用については、農業者等の負担とする。

(違約金及び延滞金)

第14条 農業者等は、第12条第1項又は第2項の規定による取消し(同条第1項の規定による取消しにあっては、同項第3号から第4号までのいずれかに該当する場合に限る。)に関し、支援金の返還を命ぜられたときは、支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、市に納付しなければならない違約金の額は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき年7.3%の割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、農業者等の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 農業者等は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき年7.3%の割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 前条第2項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。

(調査等)

第15条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月〇〇日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年 3月31日をもって、廃止する。